

原議保存期間	1年（平成29年6月30日まで）
有効期間	二種（平成29年6月30日まで）

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第119号
平成28年6月17日
警察庁生活安全局保安課長

アダルトビデオへの強制的な出演等に係る相談等への適切な対応等について（通達）

詐欺・脅迫的な言動を用いて強制的にアダルトビデオ（以下「AV」という。）に出演させられたり、出演を拒否した際、多額の違約金を請求され、出演を余儀なくされたりする事案については、各方面から問題提起され、現にこうした被害相談が警察に寄せられているところである。

本人の意に反してAVへの出演を強いるような行為は、精神的・肉体的苦痛をもたらす深刻な人権侵害であり、このような行為に対して迅速かつ的確な対応が求められることから、各都道府県警察において、この種の相談・被害申告が寄せられた場合には、下記について留意の上、適切に対応されたい。

記

1 各種法令の適用を視野に入れた取締りの推進

AVの契約、出演等に係る相談、被害申告、情報提供等を受理した際は、強姦罪等の性犯罪、強要罪、傷害罪、暴行罪、脅迫罪等の違法行為が介在する際の取締りはもとより、職業安定法第63条第2号（有害業務就業目的の職業紹介等）、労働者派遣法第58条（有害業務就業目的の労働者派遣）、労働基準法第5条（強制労働の禁止）、児童福祉法第34条第1項第6号（児童に淫行をさせる行為）その他関係法令の適用を視野に入れた取締りを推進すること。

なお、職業安定法及び労働派遣者法の適用に際しては、

ア 両法は雇用関係を前提としているため、原則として、いわゆる営業委託契約、モデル契約については対象とならない

イ 契約の名目が委託契約等であった場合であっても、実態として雇用関係が認められれば対象となり得る

と解されているので、個別事案ごとに契約内容、実態等をよく確認した上で取締りの適否を検討すること。

2 契約に関する相談を受理した際の留意事項

民事における契約について、

ア 一般論として、女性側がAVへの出演を承諾していなければ、AVに出演することを内容とする契約としては成立しておらず、また、AVへ出演する契約として成立はしたとしても、錯誤に基づくものであれば、その契約は無効である

イ 詐欺や脅迫に基づくものであったり、女性が20歳未満であれば、AVへの出演を承諾した意思表示を取り消すことができる

ウ AVへ出演する契約として有効に成立していたとしても、個別事情に基づき女性側から契約の解除をすることができるなどと解釈する余地もある

エ よって、

○ 当初はモデル契約等として、AVへの出演があることを知らずに女性が契約した

○ 「AVはないから」等とだまされて契約した、脅されて契約した

○ 当初はAVへの出演を承諾したが、その後、出演することが嫌になった

等の訴えがあった場合には、女性が出演を拒否できる可能性は高いが、もっとも、その契約について民事裁判でどのように認定・判断が下されるかは、個別事情によらざるを得ない

と解されているので、AVへの出演に関する契約等の相談を受理した際は、これらを踏まえた適切な助言を行った上で、法テラス、弁護士等専門機関の紹介を行うなど、適切に対応すること。

3 定期報告

暴行・脅迫等のほか、欺罔・困惑や多額の違約金の請求等の手段により、AVへの出演を強要されたり、されそうになった相談及び事件処理（検挙又は捜査中の事件。以下同じ。）の事案（以下「報告対象事案」という。）について、次のとおり報告すること。

なお、報告対象事案の具体例及び事件処理に当たって適用される法令については別紙のとおりである。

(1) 報告対象

各都道府県警察において取り扱った

ア 平成28年5月1日から同年6月30日までの報告対象事案

イ 平成28年7月1日から同年12月31日までの報告対象事案

について、それぞれ調査をして報告すること。

(2) 報告対象事案の調査方法

ア 各都道府県警察設置の相談情報管理システム等による検索

イ 別紙に記載の事件処理を把握していると思われる刑事・組対・少年・女性子供対策等の各部門への照会

ウ 警察署への照会

エ その他（前記以外で各都道府県警独自の調査方法）

(3) 報告様式及び報告先

各都道府県警察風俗事件担当課（人身取引事犯担当課）は、報告対象事案のうち、相談に係る事案については別添様式1に、事件処理に係る事案については別添様式2に必要事項を記載し、警察庁生活安全局保安課人身取引対策係宛てにP-WANメールにて報告すること。

なお、報告対象事案の取扱いがない場合は、その旨を電話又はP-WANメールにて報告すること。

(4) 報告期日

前記(1)アの報告にあつては平成28年7月20日（水）までに、イの報告にあつては平成29年1月20日（金）までに報告すること。

(5) その他

ア 報告対象事案の該当性について疑義が生じる事案については、警察庁生活安全局保安課人身取引対策係に問合せを行うこと。

イ 報告対象事案のうち社会的反響が大きいと認める事案を取り扱った際は、警察庁生活安全局保安課人身取引対策係宛てに、認知した段階で電話にて一報すること。

別紙

報告対象事案の具体例

- 街中でスカウトからグラビアモデルにならないかと声をかけられ、契約書にサインしたが、後日、アダルトビデオのモデルであることが判明、出演を拒否したが聞き入れてもらえず、出演を拒否すれば多額の違約金が発生するなどと言われ、仕方なく出演した。
- 街中でスカウトからグラビアアイドルにならないかと声をかけられ、契約書にサインしたら、そのまま自動車に乗せられ、車内で複数の男性から無理やり性交され、その状況を撮影された。
- 知人の紹介でグラビアモデルの事務所に面接に行き、契約書にサインしたが、後日、撮影現場でアダルトビデオの撮影であったことが判明、出演を拒否したが、長時間、密室に閉じ込められ、複数人から出演を説得された。出演に応じなければ部屋から出してもらえないと観念し、出演した。
- インターネットの求人に応募したら、面接でアダルトビデオの女優だと告げられたので断ったら、「親にばらす。契約書にサインしろ。」と胸ぐらをつかまれて脅され、仕方なく契約したらその日のうちに出演させられた。その後、販売を差し止めてもらおうとしたら、販売差し止めの対価として高額の違約金を請求された。

※ 事件処理に当たり考えられる適用法令

強姦罪等の性犯罪、強要罪、傷害罪、公然わいせつ罪、わいせつ物頒布等罪、職業安定法違反、児童福祉法違反、労働基準法違反、労働者派遣法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等

都道府県名：

所属・氏名：

警 電：

アダルトビデオ出演に係る相談の受理状況

No.	受理年月日	受理所属・係		相 談 者				契約時の状況 (該当全てに○)		相 談 概 要	措 置	備 考
		所属	係	性別	職業	年齢	対象者 との関係					
例	H28.5.1	〇〇本部 〇〇課	〇〇係	女	アルバイト	23	本人	暴行・脅迫 強制力行使 欺 罔 ○ 困 惑 違約金 の請求 ○ 本人自ら 希望	男からへアーモデルとして声を掛けられ、それを信じて事務所についていき、社長という男に会った。社長の説明では特に怪しいことは感じられず、モデルにも興味があったので、内容をよく見ずに契約書にサインをした。数日後、社長から電話で撮影と言われたので、ホテルロビーで待ち合わせ、そのホテルの一室に連れて行かれたら、沢山の人や機材があり、そこで初めて「AVだ。契約書に書いている。」と言われた。契約書に書いてあるなら仕方ないと思い、出演し、その場で出演料をもらったので帰宅した。その数日後、社長から電話があったがもう出たくないと思い、その旨を回答したら、社長が「違約金が発生するぞ。」と言ってきた。どうしたらよいか。	相談者に対して事件化することは困難である旨と、違約金の請求に関することについては法テラスや弁護士への相談を教示したところ、本人は納得して帰宅。		
								暴行・脅迫 強制力行使 欺 罔 困 惑 違約金 の請求 本人自ら 希望				
								暴行・脅迫 強制力行使 欺 罔 困 惑 違約金 の請求 本人自ら 希望				

別添様式1【相談用】

都道府県名： 0

所属・氏名： 0

警 電： 0

アダルトビデオ出演に係る相談の受理状況

No.	受理年月日	受理所属・係		相 談 者				契約時の状況 (該当全てに○)	相 談 概 要	措 置	備 考
		所属	係	性別	職業	年齢	対象者 との関係				
								暴行・脅迫 強制力行使 ----- 欺 罔 ----- 困 惑 ----- 違約金 の請求 ----- 本人自ら 希望			
								暴行・脅迫 強制力行使 ----- 欺 罔 ----- 困 惑 ----- 違約金 の請求 ----- 本人自ら 希望			
								暴行・脅迫 強制力行使 ----- 欺 罔 ----- 困 惑 ----- 違約金 の請求 ----- 本人自ら 希望			

アダルトビデオ出演に係る事件処理の状況

都道府県名：

所属・氏名：

警 電：

No.	受理年月日	受理所属・係		被害者				主たる被疑者					契約・撮影時の状況 (該当全てに○)	被害状況	備考	
		所属	係	性別	職業	年齢	対象者との関係	性別	職業	年齢	検挙年月日・罪名	処分年月日				他被疑者数
例	H28.5.1	〇〇本部 〇〇課	〇〇係	女	大学生	20	本人	男	不明	30～40	強要で捜査中			暴行・脅迫強制力行使 ○ 欺 罔 ○ 困 惑 違約金の請求 本人自ら希望	ファッションモデルとして撮影に承諾したが、実際はアダルトビデオ撮影であったので断ると、男性から「お前と両親を海に沈めろぞ。嫌なら出演しろ」と怒鳴られ、アダルトビデオに出演させられたとのことから、左記罪名で捜査中。	
														暴行・脅迫強制力行使 欺 罔 困 惑 違約金の請求 本人自ら希望		
														暴行・脅迫強制力行使 欺 罔 困 惑 違約金の請求 本人自ら希望		

都道府県名： 0
 所属・氏名： 0
 警 電： 0

アダルトビデオ出演に係る事件処理の状況

No.	受理年月日	受理所属・係		被害者				主たる被疑者					契約・撮影時の状況 (該当全てに○)	被害状況	備考	
		所属	係	性別	職業	年齢	対象者との関係	性別	職業	年齢	検挙年月日・罪名	処分年月日				他被疑者数
														暴行・脅迫強制力行使 欺 罔 困 惑 違約金の請求 本人自ら希望		
														暴行・脅迫強制力行使 欺 罔 困 惑 違約金の請求 本人自ら希望		
														暴行・脅迫強制力行使 欺 罔 困 惑 違約金の請求 本人自ら希望		